

令和7年度前期授業料減免の申請について (工学部・情報工学部・看護学部・大学院・専攻科共通)

1 授業料減免制度について

高等教育の修学支援制度（以下、国制度）により、住民税非課税世帯、それに準ずる世帯又は多子世帯の学部生（留学生を除く）に対して、授業料および入学料の減免、ならびに日本学生支援機構が実施する給付奨学金の給付が行われます。

また、本学においては、学部生（留学生のみ）、大学院生（留学生を含む）及び専攻科生を対象として、本学独自の授業料等減免の制度（以下、本学制度）があります。

申請を希望する方は、以下をご確認いただき、期限までにご対応ください。

2 申請要件

【国制度】学部生（留学生を除く）で日本学生支援機構の給付奨学金を受給中（または採用候補）の方、または、これから日本学生支援機構の給付奨学金の申請を行う方

※後者（これから給付奨学金の申請を行う方）は、大学で配布している、日本学生支援機構奨学金の案内を確認し、必ず期限（4/21）までに申請してください。

【本学制度】学部留学生、大学院生（留学生を含む）、専攻科生で日本学生支援機構奨学金または富山県奨学資金、富山県看護学生修学資金などの自治体や民間団体の奨学金を受給しているか、申請している方

3 授業料減免申請後の審査・決定について

審査では、申請書をもとに、家計及び学力が基準に合致しているかを判断します。

免除の可否は、文書で通知する予定です（前期分は7月頃を予定）。

また、授業料減免申請者については、免除の審査結果が確定するまでは授業料の納付を求めません。審査結果が出た後に、一部免除または非該当の決定を受けた場合は、大学からの通知に基づいて所定の授業料を納入してください。

4 授業料免除申請の手続き

（１）、（２）で手続きが異なるため、間違えないよう注意すること！

（※申請受付期限を過ぎた場合は、一切受け付けませんのでご注意ください。）

（１）学部生（留学生を除く）

【令和7年3月までに日本学生支援機構の給付奨学生となっている方】

- ① 令和7年4月実施の在籍報告時にスカラネットPSより、「高等教育の修学支援新制度の申込みを希望する」と回答してください。

申請受付期限 4月21日(月)まで【厳守】（スカラネットPSより回答）

【新入生のうち高校等在学中に日本学生支援機構の給付奨学金を申請（予約採用）し、採用候補者となった方】

- ② スカラネットより、進学届を提出してください。

申請受付期限 4月23日(水)まで【厳守】（スカラネットより回答）

【日本学生支援機構の給付奨学金にこれから申請予定の方】

※多子世帯の学生に対する授業料等無償化を受ける場合は、こちらの手続きを行ってください。

- ③ 給付奨学金申請時にスカラネットより、「高等教育の修学支援新制度の申込みを希望する」と回答してください。

申請受付期限 4月21日(月)まで【厳守】（スカラネットより回答）

(2) 留学生、大学院生、専攻科生

- ① [「令和7年度前期分授業料免除等申請書」](#)（様式第4号）
- ② [「審査票」](#)
- ③ 各種証明書類（別紙「[添付する証明書等](#)」参照）

※申請内容に虚偽等があった場合には、免除決定を取り消す場合があります。

※申請書類は、大学ホームページよりダウンロードし、各自印刷を行ってください。

※看護学研究科の長期履修生の場合、在学期間が標準修業年限を超えた後の長期履修期間の授業料は免除されるため、手続きの必要はありません。

申請受付期限 4月21日(月)17:15 まで【厳守】（事務局窓口）

（事務担当）

射水キャンパス

教務課学生係

TEL 0766-56-7500（代）

富山キャンパス

教務学生課

TEL 076-464-5410（代）